

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000227 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000103 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社の人事担当者は、請求期間当時もA社において人事担当であったとした上で、同社を整理しB社とした際に、A社に係る書類はすべて処分したため、請求者の請求期間に係る届出、保険料納付及び保険料控除について不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、「平成 23 年分給与所得の源泉徴収票」を提出しているものの、賞与明細書は保有しておらず、A社における請求期間に係る賞与は現金支給であったと思う旨陳述していることから、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。